

27 関消第36号
平成27年4月13日

神奈川県環境農政局農政部長 殿

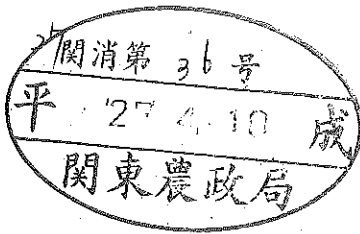
関東農政局消費・安全部長

捕獲獣肉を原材料として製造したペットフードの安全確保について

このことについて、平成27年4月3日付け27消安第48号、27生産第44号により消費・安全局畜水産安全管理課長、生産局農産部農業環境対策課長連名で別添のとおり通知があったので、御了知願います。

なお、別添リーフレット「野生獣肉のペットフード利用を検討されるみなさまへ」は、農林水産省のHPに記載されておりますのでご活用ください。





27 消安第 48 号
27 生産第 44 号
平成 27 年 4 月 3 日

関東農政局消費・安全部長 殿

消費・安全局畜水産安全管理課長
生産局農産部農業環境対策課長

捕獲獣肉を原材料として製造したペットフードの安全確保について

鳥獣被害対策のため捕獲した野生鳥獣を有効活用する観点から、食肉としての利用のみならず、ペットフードとして商品化する等の取組も有効であり、近年、こうした取組が増加しております。

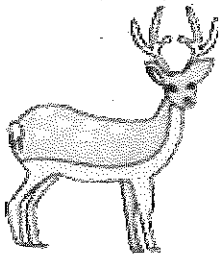
捕獲獣肉を原材料としてペットフード（犬又は猫用の飼料をいう。以下同じ。）を製造する場合には、一般のペットフードと同様に、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成 20 年法律第 83 号。以下「ペットフード安全法」という。）が適用されます。

このため、ペットフード安全法に基づき、製造業者等はその事業開始前に届出を行う必要があるほか、製造業者、販売業者等は安全基準（病原微生物に汚染された原材料の使用禁止等）又は表示の基準（賞味期限、原材料名等の表示義務等）を遵守していただく必要があります。

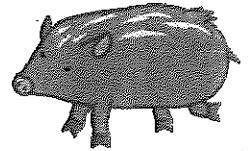
捕獲獣肉を利活用した安全なペットフードの利用を促進するため、以上のことについて御了知いただくとともに、都府県の鳥獣被害対策関係部署、飼料関係部署等及び捕獲獣肉を使用したペットフードの製造に関心のある事業者へ周知していただきますようお願いいたします。



野生獣肉のペットフード利用を検討されるみなさまへ ～ペットフード安全法を守って安全なペットフードを作りましょう～



野生獣肉のペットフード利用への関心が高まっています。野生獣肉を使ってペットフードを製造する際には、ペットフード安全法を守りましょう。



【ペットフード安全法のポイント】

届出

法人、個人を問わず、犬・猫用のペットフードの製造又は輸入を行う事業者は、事業の開始前に届出が必要です。

帳簿の備付け

ペットフードの製造、輸入又は卸売を行う事業者は、製造等をしたペットフードの名称、数量などを帳簿に記載し2年間保存する必要があります。

立入検査

国及び(独)農林水産消費安全技術センター(FAMIC)が製造業者、輸入業者、販売業者等に対して、立入検査を実施します。

ペットフードの表示

ペットフードの名称、賞味期限、原材料名、原産国名、事業者名及び住所の表示が義務付けられています。



ペットフードの安全基準

ペットフードの安全を確保するため、農薬、重金属等の上限値を定めた成分規格や、病原微生物に汚染された原材料は用いてはならない等の製造方法の基準が設定されています。

* ペットフード安全法の詳細は、リーフレット「ペットフードの安全確保のために」をご参照ください。
(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/index.html> 「ペットフードの安全関係」で検索)

【ペットフード安全法に関するお問い合わせ先】

北海道農政事務所 011-642-5463
東北農政局 022-221-6097
関東農政局 048-740-5065
北陸農政局 076-332-4106

東海農政局 052-223-4670
近畿農政局 075-414-9000
中国四国農政局 086-227-4302
九州農政局 096-211-9255
沖縄総合事務局 098-866-1672